

「荒尾市果樹苗木の栽培支援事業補助金」申請の手引き

令和8年4月23日

1. 荒尾市果樹苗木の栽培支援事業補助金とは

道の駅を視野に入れた農業算出額の増加や農業者の所得向上を図るため、永年作物である果樹の品種構成に取り組む者に対して一部補助を行うものです。

2. 補助対象者

- ◇市内在住の農業者(10a以上の耕作者)
- ◇市内在住の就農希望者(10a以上の耕作を予定している者)

3. 補助対象要件

- ◇果樹の苗木を10本以上購入すること(苗木本数の上限は150本。各品目の合計本数とする。)
- ◇樹園地5,000㎡(50a)以下の範囲で行うこと。
- ◇国・県等の補助金を活用している場合、補助対象外とする。

4. 補助対象経費

市が推奨する果樹の苗木購入費、土壌改良材購入費(税込)

【推奨果樹】

梨、温州みかん、中晩柑、ぶどう、もも、かき、くり、キウイフルーツ、びわ、いちじく

5. 補助率・補助金の額

補助率:補助対象経費の1/2以内

※補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てる。

補助金の額:上限 苗木2,000円/本、土壌改良材300円/本

※品目ごとに上限額が異なる。

【補助上限額(1本あたり)】

品目	上限額	品目	上限額	品目	上限額
梨	1,100円	もも	1,300円	びわ	500円
温州みかん	600円	かき	600円	いちじく	500円
中晩柑	600円	くり	500円		
ぶどう	2,000円	キウイフルーツ	500円		

6. 申請受付期間

令和8年5月1日(金)～ ※申請額が予算に達した時点で終了します。

7. 申請方法

申請書類に必要事項を記入し、農林水産課までご提出ください(持参又は郵送)。

【申請先】

〒864-8686 ※住所不要

荒尾市役所 農林水産課 宛て

封筒に「荒尾市果樹苗木の栽培支援事業補助金 申請書在中」と記載してください。

「荒尾市果樹苗木の栽培支援事業補助金」申請の手引き

8. 申請書類

申請書様式は、荒尾市ホームページで申請様式をダウンロードしてください。
ダウンロードができない場合、農林水産課に設置する申請書をご使用ください。

【申請書類】

- (1) 荒尾市果樹苗木の栽培支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 事業実施前の樹園地の写真
- (5) 補助対象経費が分かる書類(見積書等) 等

9. 留意事項

◇原則、交付決定後の事業着手となり、交付決定前の支出は対象外となるため、ご注意ください。

◇交付決定の時期は、6月下旬～7月上旬を予定しています。

10. お問い合わせ

荒尾市役所 農林水産課 農政係

電話番号:0968-63-1443 メール:norin@city.arao.lg.jp